

令和5年3月定例会議事録

令和5年3月15日

鹿屋市教育委員会

○日 時 令和5年3月15日(水)
10時から12時まで

○場 所 教育長室

○出席者

教育長	中 野 健 作
教育長職務代理者	早 川 雅 子
教育委員	東別府 睦
教育委員	遠 矢 達 一
教育委員	浜 田 幸 史

○関係者

教育次長	稲 村 憲 幸
教育総務課長	川 越 太
学校教育課長	新 屋 公 彦
生涯学習課長	山 口 良 二
教育総務課課長補佐	曾 原 学
教育総務課総務係長	久木田 圭 介

○議事日程

- 1 開会
- 2 前回議事録の承認
- 3 教育長及び委員の報告
- 4 議事
 - (1) 議案第19号 鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則について
 - (2) 議案第20号 鹿屋市教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する規則の制定について
 - (3) 議案第21号 鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める告示の一部を改正する告示について
 - (4) 議案第22号 鹿屋市グローバル人材海外研修事業実施要領の制定について
 - (5) 議案第23号 鹿屋市部活動地域移行推進協議会開催要綱の制定について
 - (6) 議案第24号 学校管理規則の一部を改正する規則について
 - (7) 議案第25号 鹿屋市立学校通学費補助に関する要綱の一部を改正する告示について
 - (8) 議案第26号 鹿屋市学校給食費負担軽減補助金交付要綱の制定について
 - (9) 議案第27号 鹿屋市奨学資金条例施行規則の一部を改正する規則について
 - (10) 議案第28号 令和4年度教育委員会点検・評価について
 - (11) 議案第29号 鹿屋市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について
- 5 報告
 - (1) 鹿屋市就学援助費支給要領の一部を改正する要領について
 - (2) 鹿屋市「心の架け橋プロジェクト」事業実施要領の一部を改正する規程について
 - (3) 鹿屋市適応指導教室設置要領の一部を改正する規程について
 - (4) 鹿屋市子どもの移動経路安全推進協議会設置要領の一部を改正する要領について
- 6 動議の討論等
- 7 その他
- 8 閉会

○議決事項

議案番号	件名	審議の状況	採決次第
議案第19号	鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則について	特記事項なし	原案可決
議案第20号	鹿屋市教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する規則の制定について	特記事項なし	原案可決
議案第21号	鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める告示の一部を改正する告示について	特記事項なし	原案可決
議案第22号	鹿屋市グローバル人材海外研修事業実施要領の制定について	特記事項なし	原案可決
議案第23号	鹿屋市部活動地域移行推進協議会開催要綱の制定について	特記事項なし	原案可決
議案第24号	学校管理規則の一部を改正する規則について	特記事項なし	原案可決
議案第25号	鹿屋市立学校通学費補助に関する要綱の一部を改正する告示について	特記事項なし	原案可決
議案第26号	鹿屋市学校給食費負担軽減補助金交付要綱の制定について	特記事項なし	原案可決
議案第27号	鹿屋市奨学資金条例施行規則の一部を改正する規則について	特記事項なし	原案可決
議案第28号	令和4年度教育委員会点検・評価について	特記事項なし	原案可決
議案第29号	鹿屋市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について	特記事項なし	原案可決

○議事要旨

1	開 会
教育長	<p>先日、2月16日に新しい教育委員に任命された浜田委員の辞令交付が執り行われ、本日が初めての定例教育委員会となる。よろしくお願ひしたい。本日は、少し案件が多いが、いつも通り忌憚なく質問や、ご意見等をいただけたらと思う。</p> <p>また、先日は、中学校の卒業式が開催され、中学校12校全て恙なく終えることができた。3年ぶりに教育委員会告辞も行うことができ、出席された委員の方々にはお礼を申し上げる。</p>
2	前回の議事録の承認
教育長	異議なく承認
3	教育長及び委員の報告
早川委員	<p>先日参加した、文科省研修の報告になるが、同じ規模の自治体の方を集めて議論する機会があった。栃木県小山市の教育委員の方から、いじめ防止の宣言を子どもだけではなく、大人も行っていると報告があった。同市のホームページを閲覧すると、すごく充実していると感じた。鹿屋市のホームページも良いとは思いますが、人口減少対策で教育の充実を謳っていること等から、中身を充実し、もっとアピールすると良いと感じた。</p>
教育長	<p>いじめ防止については、一生懸命取り組まなければならないが、他市町の取り組みも勉強することも必要である。ホームページについては、放置状態にならないように定期的に更新することが大切である。</p>
4	議事
教育総務課長	<p>(1) 議案第19号 鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>資料に基づき説明</p>
早川委員	<p>「特別支援教育及び就学支援に関すること」で、「就学指導」を「就学支援」に変えるのは、言葉の響きが優しいからか。</p>
学校教育課長	<p>これまで行ってきた就学指導は、1人の子どもの学びの場について、その保護者や学校と連携を図りながら行われてきたが、その子どもの困り、或いは障害に寄り添い支援し、力をつけていくという意味から就</p>

	学支援という表現に変更した。
教育長	県内の養護学校は、来年度から全て支援学校と名称が変わる。
教育長	原案可決とすることに異議はないか。 (異議なしとの発言)
教育長	異議がないので、議案第19号は、原案可決とする。
	(2) 議案第20号 鹿屋市教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する規則の制定について
教育総務課長	資料に基づき説明
教育長	原案可決とすることに異議はないか。 (異議なしとの発言)
教育長	異議がないので、議案第20号は、原案可決とする。
	(3) 議案第21号 鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める告示の一部を改正する告示について
学校教育課長	資料に基づき説明
早川委員	現段階で、想定している人材がいるのか。
学校教育課長	弁論大会等で優秀な成績を収めた子どもに限らず、日頃の活動を評価し、子ども会活動への参加など地域の中での活動や、また、グローバル・イングリッシュ・デイキャンプ等も行っており、そのような活動について積極的に参加している子ども達等を評価して参加させようと考えている。
教育長	原案可決とすることに異議はないか。 (異議なしとの発言)

教育長	<p>異議がないので、議案第21号は、原案可決とする。</p> <p>(4) 議案第22号 鹿屋市グローバル人材海外研修事業実施要領の制定について</p>
学校教育課長	資料に基づき説明
遠矢委員	実施する時期と案内する対象は、グローバル・イングリッシュ・デイキャンプに参加する者のみなのか。
学校教育課長	この事業は、来年の2月14日から17日の3泊4日で実施を予定している。募集については、グローバル・イングリッシュ・デイキャンプの参加者のみではなく、全ての子ども達に平等に案内し、小中学校と高校から6名を選抜して参加する計画である。
浜田委員	「英語」という文言が少し気になった。「外国語」でなくても良いのか。鹿屋市内の小学校も英語ということで行っているとのことだったが、鹿屋市が台湾とも交流していることを踏まえると、やはり英語と限定しないことも考えに含めておいた方がよいのかと思う。
教育次長	鹿屋市が英語の町ということこれから売りにしていく。その前提として、世界共通語で、グローバルと言うと英語が一番先に来るだろうというのが委員会の考えである。英語を中心とし、例えば、国際交流協会や、地域活力推進課などと連携するのもまずは英語であることから英語を中心にするという形である。
教育長	当面はこの形で進めるが、考え方としてはグローバルなので、他の言語を排除するものではないという広い理念は必要である。
教育長	<p>原案可決とすることに異議はないか。</p> <p>(異議なしとの発言)</p>
教育長	<p>異議がないので、議案第22号は、原案可決とする。</p> <p>(5) 議案第23号 鹿屋市部活動地域移行推進協議会開催要綱の制定について</p>

学校教育課長	資料に基づき説明
東別府委員	すでに受け皿は出てきているのか。こちらから声掛けなどしているのか。
学校教育課長	令和5年度は、運動部と文化部含めて15の部をモデルの部活動に位置付けて進める予定である。15部のうち12部が運動部で、3部は文化部である。運動部に関しては概ね計画ができ、それぞれ指導員をリストアップし人材確保に努めているところであり、文化部については今後検討する。
教育長	現在、中学生で部活動を行っている部員は2,000名以上だ。外部指導員は20名～30名で、教員を含めた250名程が指導者として現在関わっている。学校から切り離され、スポーツクラブの指導員等に、部活動の指導を行ってもらう形となる。教員でも50名～60名は、土日の指導も行うという積極的な教員もいる。課題の一つとしては、指導員と学校、スポーツクラブとの調整を図るコーディネーターを確保しなければならない。指導してくださる多くの方々と交渉し、早く令和5年6月頃からモデル的に実施し、今後の実施方法を模索する段階である。
早川委員	スポーツ活動中の事故等が発生した場合や保険は、こういった対応になるのか。
学校教育課長	今後検討することになるが、12の運動部についてリストアップした指導者の方々に対して、活動中の事故が発生した場合の対処方法や保険等について、教育委員会と共通理解を持ち進めていく。
早川委員	以前は、部活動中の事故が発生した場合に、鹿屋市が責任を負う場合もあったが、移行した後は切り離されるのか。
教育次長	今は、教育課程の中の部活動の位置付けのままであり、モデル事業として行うが、外部指導員も一旦、会計年度任用職員という形をとる。教育課程の部活動の位置づけは変わらず、スポーツ振興センターの補償の対象になる。ただし、教育課程としての位置付けを外された際は、子ども達自身が保険を掛ける必要があり、その費用負担を保護者に求めるのかという議論や不満等が、スポーツ庁等に上がっている。そのため3年間の推進期間自体も延びている現状であり今後の課題である。

遠矢委員	<p>スポーツによっては地区の選抜で、土日練習をすることもあると思うが、そのようなイメージなのか。</p>
教育次長	<p>これから協議会で協議が必要な部分である。合同チームを作るのか、競技ごとなのか、または選抜して出場するのか。スポーツを純粋に楽しみたい子ども達や、クラブチームに加入させて高みを目指し、優勝を目指す目標がある子ども達もおり、相対的にどのように活動するのかを、協議会でしっかりとした協議が必要である。</p>
遠矢委員	<p>教員がスポーツクラブの指導員になることによって、学校の運動部に入部するために、スポーツクラブに加入しなければならないということが、土日に活動する条件になったりしないか。</p>
教育次長	<p>まだ、協議会で議論していないので私見という前提で申し上げますと、学校教育である以上、部活動を離れてスポーツクラブに行くというのは本人の意思であり、こちらからスポーツクラブに加入させることはない。</p>
東別府委員	<p>学校の部活動は、学校の友達と仲良くなり、楽しむことも目的で入部している。クラブチームに行き上を目指したいと加入する子どもや保護者はその意識が強く根本から違う。部活動と、クラブチームが一緒になると、保護者は送迎や月謝も必要になり、貧富の差などの影響が出てくるのではないか。</p>
教育長	<p>全国的な傾向で部活動離れがある。鹿屋市の部活動に入っている子ども達は67%～70%程である。今後、運動しない子ども達が増えないか非常に危惧している。子ども達にとってスポーツに馴染み、体力をつけるねらいを達成でき、持続可能な仕組みをどのように作るかが難しい。地域によって条件が違い、自分の町の一番良い形を模索していかざるをえず課題は山積している。子どもにとって悪影響があるものや、保護者にとって金銭が発生するなど、負担が大きいものは避けたい。また、指導者としての教育が重要である。まずは、来年度モデルの部活動で試し、模索して進めることになる。</p>
浜田委員	<p>先週末にも日本部活動学会が大阪で開催されたが、成功事例を情報収集し鹿屋市に還元できるように、繋がりを作っているところである。</p>
教育長	<p>原案可決とすることに異議はないか。</p>

教育長	<p>(異議なしとの発言)</p> <p>異議がないので、議案第23号は、原案可決とする。</p>
学校教育課長	<p>(6) 議案第24号 学校管理規則の一部を改正する規則について</p> <p>資料に基づき説明</p>
早川委員	<p>性別が必要ない時は、資料から削除する動きが鹿児島県でも以前からあるが、保護者へ送る入学通知書に性別欄があるが、これは必要か。</p>
学校教育課長	<p>後の報告にも出てくるが、様式から性別を外すものもある。子ども達が幼稚園や保育園から学校に入学し、学校生活を送る際に、教育委員会から保護者に入学通知書を郵送するが、必要な情報として、性別記載欄がある。それは学校生活を送る上で性別によって配慮が必要な部分もでてくるためである。</p>
教育長	<p>基本的に学校が名簿を活用する際に、基本情報として把握が必要なのは内科検診等がある。間違いがあってはいけない。今後、そのような情報を名簿として使うかどうかについては配慮が必要である。</p>
教育長	<p>原案可決とすることに異議はないか。</p> <p>(異議なしとの発言)</p>
教育長	<p>異議がないので、議案第24号は、原案可決とする。</p> <p>(7) 議案第25号 鹿屋市立学校通学費補助に関する要綱の一部を改正する告示について</p>
学校教育課長	<p>資料に基づき説明</p>
教育長	<p>原案可決とすることに異議はないか。</p> <p>(異議なしとの発言)</p>
教育長	<p>異議がないので、議案第25号は、原案可決とする。</p>

	<p>(8) 議案第26号 鹿屋市学校給食費負担軽減補助金交付要綱の制定について</p>
学校教育課長	資料に基づき説明
東別府委員	学校給食費の児童手当からの徴収は、まだ開始されていないのか。
教育次長	強制的に児童手当から差し引けず、保護者からの申し出によって運用している。
教育長	原案可決とすることに異議はないか。
	(異議なしとの発言)
教育長	異議がないので、議案第26号は、原案可決とする。
	<p>(9) 議案第27号 鹿屋市奨学資金条例施行規則の一部を改正する規則について</p>
学校教育課長	資料に基づき説明
早川委員	奨学金の返還免除の仕組みについて議会でも質問があったと思うが、人口減少対策としては、貸し出しの際、市内への3年居住要件は不要ではないか。以前、DV案件で質問したが、申請までに3年必要となると奨学金を借りることができない。すぐにでも奨学金が使用できるのであれば良いと思う。微々たるものだが、人口減少対策になるのではないか。
教育次長	教育委員会で運用している奨学金は、鹿屋市の住民に対する子ども達への教育的経費の支援ということが最大の目的である。最近、話題になるのは定住化や若者支援のうち、特に定住化である。その仕組みは、例えば、企業から協賛金を募り、その企業に就職すると日本学生支援機構の奨学金と併せて肩代わりする仕組みである。移住や定住が目的となっている。教育委員会としては、奨学資金の返済期間を5年から10年に延長したことと、令和5年度は、その奨学金を返還しなくてもよいが、鹿屋市に帰ってきて、一定期間住んでいただければ、その期間に該当する金額を免除する方向で検討するというのを議会で答弁した。

早川委員	居住期間と返還期間が一致する部分だけということか。
教育次長	その通りである。奨学金の返済を免除する制度については、霧島市や垂水市の教育委員会でも実施している。その他、薩摩川内市では、市内企業から集めた寄附金を財源とした奨学金で、その市内企業に就職した場合、返済を免除する制度を企画部門で実施している。鹿屋市教育委員会としては居住要件の見直しについては今のところ検討していない。
教育長	原案可決とすることに異議はないか。 (異議なしとの発言)
教育長	異議がないので、議案第27号は、原案可決とする。
	(10) 議案第28号 令和4年度教育委員会点検・評価について
教育総務課長	資料に基づき説明
早川委員	小中一貫教育の年間計画の見返しポイントについて、昨日花岡学園に訪問したが、中1ギャップというところで、「学力向上について小学校と中学校の授業を同じ流れで作る」という部分の内容が把握しにくい。
学校教育課長	授業を作るときに「導入」「展開」「終末」と、大きく分けると3つの流れになるが、特に「展開」は、子ども達が机に座っただけの勉強ではなく、机を離れて自由に友達同士が交流し学ぶ取り組みを小学校では行っているが、中学校でも同様に行い、展開の流れを同じようにする。そうすることにより、6年生が中学校1年生に上がったときに授業のハードルを下げる。また、もう一つ大きなポイントとしては、小学校が45分授業で、中学校は50分授業であるが、授業内容を振り返る時間を最後の10分間に設定することを、各小中学校に指導している。そういう部分を流れとして統一するという意味である。
教育長	学校訪問をして授業の見学や、説明を受けるなどすれば理解できると思うが、誰もが初めて読んで分かる表現にしたほうが良い。
早川委員	6ページの英語検定3級相当以上の英語力のある生徒の割合の実績

	<p>について、令和2年、令和3年、令和4年と記載があり、令和2年の実績が46.1%で、令和3年で伸び悩んでいるが、その要因について説明をしていただきたい。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>理由としては、評価方法を変えたことにある。令和2年度は、英検を受験すれば3級程度取得するだろうという教師による見立てである。令和3年度は、実際英語検定協会の英検合格者数と、令和2年度と同様の評価方法で見込んだ数を含めて34.6%ということになる。令和4年度は、英検を実際受験し3級以上を取得した数と、英検の前段階とした英検I B Aで英検3級以上の力があるという客観的な指標である。英検I B Aは、全員が受験する。結果、3級相当に該当すると判断された子どもの数と合わせたものが35.1%である。</p>
<p>教育長</p>	<p>英検は受験料がかかるが、令和4年度の英検I B Aは無料であった。また、社会的な資格取得としての評価はされない。</p>
<p>早川委員</p>	<p>不登校生徒数が令和4年度実績で増えていることと、いじめの認知件数について、いじめ解消率100%とあるが解消率について説明をお願いしたい。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>不登校生徒数については、令和4年11月現在で165人ということになっているが、令和2年、3年からすると増えている状況である。原因は様々な事が考えられるが、コロナ禍で子ども達が学校での体験活動等が制限や縮小されるなどして、子ども達の達成感や満足感を味わう場が少なくなったことも一つの原因ではなかいかと考えている。しかし、学校としては、コロナ禍であっても規模を縮小して行い、学校行事を中止することは避けるなど対策を行った。関連してコロナ禍による休校もあり、学校に行くハードルが少し上がってしまったことも一つの原因ではないかと考える。このような状況から、教育委員会でも重大な実態であるということの認識を持ち、特に増えている学校等へ指導主事が訪問し、管理職から状況を聞いているところである。また、鹿屋市のいじめ不登校対策プロジェクトでも、原因や対応策について、学校と連携を図り具体的に進めている。いじめ解消率について、令和5年1月現在で回収率が89%となっているのは、いじめを受けた子どもが精神的な苦痛や、肉体的苦痛などが完全でない状態になってからの見守り期間を設定し、3ヵ月間苦痛などが無い状態が続いたときに解消となる。ということで1月現在では、見守り期間の子ども達がいるということで、100%ではないということになる。</p>

早川委員	いじめが原因で不登校であった児童・生徒が、登校できるようになったということか。SSW（スクールソーシャルワーカー）は、鹿屋市には何人在籍しているのか。
学校教育課長	その通りである。SSWは2名である。
早川委員	この方々はどのように連携をとっているのか。
学校教育課長	子どもの状況や、保護者や学校の要望により相談相手は異なる。ケースバイケースであるが、市の単独事業としてマイフレンド相談員は9名在籍しており、すぐに対応していただけるため、マイフレンド相談員が連携を取りやすい状況である。SSWは、いわゆる関係機関をつなぐ立場であり、マイフレンド相談員と相談を続けているが、他との連携を図りたい場合には、SSWに相談することも行っている。5名のSCは、基本的には中学校で動くが、小学校も対応することができる。
早川委員	「大規模改造事業」の、トイレの改修は、和式から洋式の改修が重点になっており、多目的トイレや、男女共同トイレや男子トイレの個室化などは念頭に置いてないのか。
教育総務課長	基本的には和式から洋式への改修であり、今年度は、祓川小学校に多目的トイレを設置した。また、避難所になる体育館等には多目的トイレの設置を求められており、今後進めていく予定である。
早川委員	「通学路の危険箇所」について、学校のホームページ等に掲載されているのか。
学校教育課長	危険箇所については、学校で危険箇所マップを作成し、学校のホームページに掲載している学校と、年度初めに全ての保護者に対して、紙媒体で配布し、学校担任ができる範囲内で、子ども達と一緒に実際に現地を確認し指導している。また、保護者には最初のPTA総会等で作成した安全マップを配布していることと、各ご家庭における子ども達への声掛けを依頼している。
早川委員	東日本大震災で津波の被害を受け、逃げ遅れた児童が特定の学校に集中していたという話があった。地域のお年寄りも、津波の多い地域だから高台へ逃げろと言っていたが、学校での避難訓練がなされていなかった。危険箇所マップをホームページに掲載するだけではなく、長く住

<p>学校教育課長</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p> <p>教育総務課長</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p>	<p>み慣れた高齢者の意見や一般の人の目に留まり、常に更新できる機会が必要ではないかと思う。</p> <p>地域を良く知る方の声は、震災に限らず不審者や道路交通情報等、必要である。そのため鹿屋市の学校は、コミュニティスクールに取り組んでいる。学校運営協議会等で地域の方にも入っていただき、実際に教職員や子ども達に話をしていただき、設定している避難経路を再度ご指導と、ご確認をしていただくことは重要なことであると思う。</p> <p>原案可決とすることに異議はないか。</p> <p>(異議なしとの発言)</p> <p>異議がないので、議案第28号は、原案可決とする。</p> <p>(11) 議案第29号 鹿屋市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>資料に基づき説明</p> <p>原案可決とすることに異議はないか。</p> <p>(異議なしとの発言)</p> <p>異議がないので、議案第29号は、原案可決とする。</p>
<p>5</p>	<p>報告</p>
<p>学校教育課長</p> <p>学校教育課長</p> <p>学校教育課長</p>	<p>(1) 鹿屋市就学援助費支給要領の一部を改正する要領について</p> <p>資料に基づき説明</p> <p>(2) 鹿屋市「心の架け橋プロジェクト」事業実施要領の一部を改正する規程について</p> <p>資料に基づき説明</p> <p>(3) 鹿屋市適応指導教室設置要領の一部を改正する規程について</p> <p>資料に基づき説明</p>

学校教育課長	(4) 鹿屋市適応指導教室設置要領の一部を改正する規程について 資料に基づき説明
6	動議の討論
教育長	発言がないので、動議はないものとする。
7	その他
教育長	次回の定例教育委員会は、令和5年4月5日(水)15時00分から教育長室で行う。
8	閉会
教育長	以上をもって3月定例教育委員会を閉会する。 以上